資料３

環境政策局予算の概要
（令和５年度）

１　予算編成に当たっての考え方

長引くコロナ禍や物価高騰による市民生活や事業活動への影響が著しい中において、公衆衛生の維持・向上、2050 年CO_2ゼロに向けた脱炭素化の加速と豊かなくらしとの両立、現下の財政状況における施策の持続可能性の確保など、本市の環境行政を取り巻く社会経済情勢は、ますます複雑・多様化している。

こうした中にあっては、公衆衛生の根幹をなすごみの収集・適正処理などの基本的な行政サービスを確実に実施することはもとより、これまでの延長線にとどまらない施策を行うことも重要である。

令和５年度は、このような認識の下、集中改革期間の最終年度として行財政改革に着実に取り組みながら、次の３つの分野を中心に施策を展開する予算案とした。

(1)　地球温暖化対策

国からの「脱炭素先行地域」への選定を受け、京都ならではの脱炭素転換モデルを構築するプロジェクトを強力に推進するなど、ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの一層の脱炭素転換に取り組む。

(2)　循環型社会の構築

徹底したプラスチックの資源循環の推進のため、令和５年４月からプラスチック製品の分別回収を開始する。また、ごみの減量・リサイクルの促進の観点も踏まえたごみ搬入手数料の改定を行うとともに、使い捨てプラスチックや食品ロスの削減にも引き続き取り組むなど、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組を推進する。

(3)　生物多様性保全

京都府と協働で設置・運営する生物多様性センターを、生物多様性保全を「自分ごと」として捉え、行動に移していただく契機とし、多様な主体による取組を促進する。

市民・事業者等との協働により、こうした施策を相互に連携して推進することで、ＳＤＧｓやレジリエンスの理念を具現化し、「環境共生と脱炭素のまち・京都」を実現する。

２　主な新規・充実事業

京都市脱炭素先行地域創出事業【令和９年度まで】	326,800千円
中小事業者の高効率機器導入促進事業【令和８年度まで】	32,000千円
水素・電気自動車等の次世代自動車普及促進事業【令和５年度まで】	全体事業費　13,752千円（うち充実分　2,700千円）
生物多様性センター事業	6,000千円
プラスチック類の分別回収の実施	535,300千円
ごみ搬入手数料改定周知啓発事業【令和７年度まで】	72,000千円
大型ごみ収集におけるインターネット受付の導入（２月補正）	17,000千円
持込ごみ搬入における事前予約システムの導入とキャッシュレス化（２月補正）	140,000千円

p8～参照

3　環境政策局主要施策の概要

項　　目	主　要　施　策　の　概　要	本年度予算額	前年度予算額
		千円	千円
＜環境政策局所管＞	一般会計合計	15,376,000	13,648,000
1 地球環境保全対策		1,139,657	612,808
環境保全対策	環境基本計画の推進	4,987	4,525
	地球温暖化対策条例の推進 京都気候変動適応センターの運営 など	14,106	14,226
	京都市脱炭素先行地域創出事業　〈新　規〉	326,800	20,000
	重点対策加速化事業 建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業 中小事業者の高効率機器導入促進事業　〈新　規〉	99,052	－
	再エネの普及拡大と省エネの推進 2050年CO_2ゼロをめざす再エネ最大化アクション 住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業など	76,760	63,000
	市民による地球温暖化対策の推進 脱炭素ライフスタイル推進事業 「エコ学区」ステップアップ事業 こどもエコライフチャレンジ推進事業	60,497	63,803
	事業者による地球温暖化対策の推進 事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた対策	11,884	14,330
	運輸部門における地球温暖化対策の推進 水素・電気自動車等の次世代自動車普及促進事業 〈充　実〉 マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けたモデル構築など	13,752	19,522
	国際的な地球温暖化対策の推進 ＫＹＯＴＯ地球環境の殿堂・京都環境文化学術フォーラム など	11,065	11,652
	施設照明設備のＬＥＤ化	123,960	－
	環境影響評価	4,443	5,039

（環境政策局－1）

項　　目	主　要　施　策　の　概　要	本年度予算額	前年度予算額
		千円	千円
	生物多様性保全 生物多様性センター事業　〈新　規〉 など	14,599	7,984
	京都環境賞	1,217	1,217
	京（みやこ）エコロジーセンター運営	161,892	161,892
公　害　対　策	ダイオキシン類モニタリング調査	11,786	10,518
	大気汚染対策 大気汚染常時監視、有害大気汚染物質モニタリング調査など	144,574	134,442
	水質汚濁対策 河川水質・地下水質の常時監視、浄化槽設置補助など	36,199	52,947
	騒音・振動対策 自動車騒音・道路交通振動調査など	7,955	7,906
2　ごみ処理		13,716,455	12,547,239
ごみ減量、リサイクルの推進	２Ｒと分別・リサイクルの促進 プラスチック類の分別回収促進事業 使い捨てプラスチック削減推進事業 食品ロス削減等推進事業 紙ごみ削減推進事業 「京都市循環型社会推進基本計画」の進捗管理 事業者報告制度、市民モニター制度の運用など イベント等のエコ化の推進 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」 など	69,716	76,602
	ごみ減量活動の推進 コミュニティ回収等の集団回収事業 市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動の推進 廃食用油燃料化事業 使用済てんぷら油の市民回収奨励事業 廃食用油燃料化施設運営、保守管理 など	316,786	309,357
	資源物の分別・リサイクルの推進 資源物の拠点回収の推進 移動式拠点回収事業 資源物の持去り禁止等啓発パトロール	135,885	137,753

（環境政策局－2）

項　　目	主　要　施　策　の　概　要	本年度予算額	前年度予算額
		千円	千円
	空き缶、空きびん、ペットボトルのリサイクルの推進 資源リサイクルセンター運営、保守管理 など	643,354	624,512
	プラスチック類のリサイクルの推進 プラスチック類の分別回収の実施　〈新　規〉 中間処理施設運営、保守管理 など	691,471	403,500
	事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 廃棄物計量装置導入支援事業 排出事業者に対する指導啓発 業者収集マンションごみの分別啓発	11,850	10,378
	ごみ搬入手数料改定周知啓発事業　〈新　規〉	72,000	－
	一般廃棄物処理業者指導	2,202	2,202
	基金積立金 家庭ごみ有料指定袋の収入相当分（製造経費等を除く）の環境共生市民協働事業基金（京都市民環境ファンド）への積立	902,800	1,118,600
ごみ収集	家庭ごみ有料指定袋制の実施 指定袋の製造、保管、配送経費	915,000	712,000
	定期、資源ごみ収集 定期収集 週２回、定曜日収集 空き缶、空きびん、ペットボトル分別収集 週１回、定曜日収集 プラスチック類分別収集 週１回、定曜日収集 小型金属類、スプレー缶分別収集 月１回、定曜日収集 ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）等の実施	3,306,458	3,276,724
	大型ごみ収集	431,860	435,963
まちの美化	「世界一美しいまち・京都」の推進 防鳥用ケージ購入助成事業 家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 観光地等における美化・啓発活動 市民ボランティア団体等による清掃活動への支援	31,228	24,026

（環境政策局－3）

項　　目	主　要　施　策　の　概　要	本年度予算額	前年度予算額
		千円	千円
	不法投棄・散乱ごみ対策等 観光地等における散乱ごみ対策 地域団体への不法投棄監視カメラ等の貸与 不法投棄ごみ収集 など	109,036	105,240
クリーンセンター運営・埋立地管理	クリーンセンター運営 焼却炉運転、残灰処理、保守管理、南部クリーンセンター環境学習施設の運営など	4,647,136	4,059,693
	北部クリーンセンター関連施設運営	52,198	48,959
	埋立地管理 東部山間埋立処分地等運営	604,279	580,970
クリーンセンター等整備	クリーンセンター焼却炉等改修	81,000	－
埋立処分地整備	東部山間埋立処分地整備 進入道路維持補修工事、雨水流入対策工事など	88,755	60,438
	広域最終処分場建設負担金	43,120	39,288
3 廃棄物適正処理対策		48,356	39,716
産業廃棄物等適正処理	産業廃棄物に関する資源循環の推進 産業廃棄物の処理に対する正しい理解の促進など	2,087	1,912
	廃棄物排出事業者指導 事業場の立入調査、監視パトロールなど	13,897	14,332
	廃棄物処理業者等許可・指導 廃棄物処理法及び自動車リサイクル法関連許可・指導など	7,415	7,516
	大岩街道周辺地域対策 岡田山撤去関連事業など	4,957	5,956
4 し尿処理		471,532	448,237
し尿収集処理	収集処理費など	329,633	317,186
公衆トイレ等維持管理	公衆トイレ清掃・維持管理など	131,939	120,431
	観光トイレ制度	9,960	10,620

（環境政策局－4）

項　　目	主　要　施　策　の　概　要	本年度予算額	前年度予算額
		千円	千円
	基金積立金の状況		
	基金積立金 環境共生市民協働事業基金 公共施設等整備管理基金	903,949	1,119,810
	有料指定袋制の実施に伴う財源（有料化財源）の活用一覧		
	(1) 環境政策局の活用事業（再掲）	1,126,200	
	２Ｒと分別・リサイクルの促進 プラスチック類の分別回収促進事業 使い捨てプラスチック削減推進事業 食品ロス削減等推進事業 紙ごみ削減推進事業 イベント等のエコ化の推進 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」 など	71,700	
	ごみ減量活動の推進 コミュニティ回収等の集団回収事業 市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動の推進 使用済てんぷら油の市民回収奨励事業 など	102,900	
	資源物の分別・リサイクルの推進 資源物の拠点回収の推進 移動式拠点回収事業 資源物の持去り禁止等啓発パトロール	110,800	
	空き缶、空きびん、ペットボトルのリサイクルの推進	18,700	
	プラスチック類のリサイクルの推進	663,200	
	「世界一美しいまち・京都」の推進 防鳥用ケージ購入助成事業 家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 市民ボランティア団体等による清掃活動への支援	22,400	
	地域団体への不法投棄監視カメラ等の貸与	1,400	
	再エネの普及拡大と省エネの推進 2050年CO_2ゼロをめざす再エネ最大化アクション	63,500	
	水素・電気自動車等の次世代自動車普及促進事業	300	
	南部クリーンセンター環境学習施設の運営	71,300	

（環境政策局－5）

項　　目	主　要　施　策　の　概　要	本年度予算額	前年度予算額
		千円	千円
	(2) 環境政策局以外の活用事業（再掲）	59,200	
	森の力活性・利用対策 ～地球温暖化防止森林吸収源対策～（産業観光局）	56,000	
	住宅の省エネルギー化推進（都市計画局）	3,200	
	(3) 京都市民環境ファンドへの積立 最先端技術を活かした再生可能エネルギー分野などへの中長期的な活用に向けた計画的な積立	70,000	
	有料指定袋制の実施に伴う財源（有料化財源）の活用額 合計　(1)＋(2)＋(3)	1,255,400	
	京都市民環境ファンド（有料化財源の積立分）の令和5年度末残高見込	180,005	
	最先端技術を活かした再生可能エネルギー分野などへの中長期的な活用に向けた計画的な積立分	180,000	
	指定袋製造経費の入札減等を次年度以降に活用するための積立分	5	

（環境政策局－6）

令和５年度　京都市予算案　事業概要

環境政策局

事務事業名	プラスチック類の分別回収の実施		
予　算　額	535,300 千円	新規・充実・継続の別	新規
担　当　課	循環型社会推進部　資源循環推進課（222－3946）		

［事業実施に至る経過・背景など］

プラスチックによる海洋汚染や気候変動の問題が世界的に課題となっている中、国内において、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和４年４月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

本市では、同法で、市町村において、家庭から排出されるプラスチック製品（以下「プラ製品」という。）をプラスチック資源として回収し、再商品化することが求められたことや、「京・資源めぐるプラン－京都市循環型社会推進計画（2021-2030）－」（令和３年３月策定）の重点施策として掲げた「徹底したプラスチックの資源循環」を踏まえ、令和３年度に、家庭から現在「燃やすごみ」として排出されているプラ製品を「資源物」として分別回収する社会実験を一部地域で実施した。

その後、本実験結果及び国の動向を踏まえ、プラ製品の分別回収の在り方を検討し、令和５年４月３日からプラ製品の分別回収を本格実施する。これに伴い、従来から「資源ごみ用指定袋」で回収している「プラスチック製の容器・包装」（以下「プラ容器包装」という。）とともにプラ製品を回収する。

時期	内容
令和５年３月３１日まで	「プラ製品」（「プラ容器包装」以外のプラスチックごみ）は、燃やすごみ用指定袋で回収
令和５年４月３日以降	「プラ製品」（「プラ容器包装」以外のプラスチックごみ）は、資源ごみ用指定袋で回収 ※　従来から資源ごみ用指定袋で回収されている「プラ容器包装」と一緒に入れて出していただく。

［事業概要］

令和５年４月から、分別回収したプラスチック類（プラ製品及びプラ容器包装）を以下のとおり処理する。

・　分別回収したプラスチック類の中間処理（選別・圧縮梱包）

本市横大路学園での中間処理を継続する一方、残りのプラスチック類については、民間事業者へ中間処理を委託する。

・　中間処理後のプラ製品の再商品化

既存の容器包装リサイクル法のルートを活用することとし、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて、再商品化事業者へ再商品化を委託する（プラ容器包装と異なり、プラ製品の再商品化経費は全額自治体負担となるため、新たにプラ製品の再商品化経費を計上する）。

＜令和５年４月以降の処理フロー＞

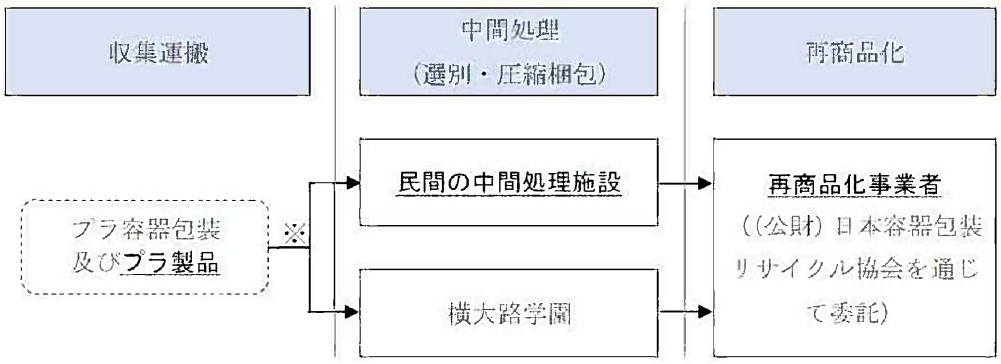

※　収集運搬に当たっては、適宜中継地として、西部圧縮梱包施設、北積替所等を活用

［参　考（他都市の状況・事業効果など）］

・他の政令市に先駆けてのプラ製品分別回収の実施

（他の政令市の状況：仙台市　令和５年４月から、岡山市　令和６年３月から）

・事業効果

プラスチックごみ分別実施率：約４％向上（約４７％→約５１％）

ごみ焼却量：約４，０００トン／年の削減

CO_2排出量：約１１，０００トン／年の削減

令和５年度　京都市予算案　事業概要

環境政策局

事務事業名	ごみ搬入手数料改定周知啓発事業		
予　算　額	72,000 千円	新規･充実･継続の別	新規
担　当　課	循環型社会推進部　資源循環推進課（222－3946）		

［事業実施に至る経過・背景など］

「京・資源めぐるプラン－京都市循環型社会推進計画（2021-2030）－」（令和３年３月策定）に基づき、「ごみの搬入手数料※（以下「搬入手数料」という。）の今後のあり方」について、令和４年１月に京都市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、令和４年１２月に答申が取りまとめられた。

答申を踏まえ、令和５年２月市会に提案している、搬入手数料改定に係る条例改正議案では、持込ごみに係る搬入手数料は約半年間、業者収集ごみに係る搬入手数料は約２年間の周知期間を設け、それぞれ令和５年１０月、令和７年４月に改定する予定としている。

本議案の議決後は、市民やごみを排出する事業者（以下「排出事業者」という。）の皆様に、搬入手数料改定について十分に御理解いただく必要がある。

また、排出事業者とごみ収集運搬業者においては、契約料金に搬入手数料改定分を価格転嫁していただく必要があるため、行政、排出事業者及びごみ収集運搬業者の三者が連携のうえ、周知啓発の仕組みを検討する必要がある。

※　ごみ（持込ごみと業者収集ごみ）の搬入手数料

持 込 ご み：　臨時的に発生したごみを市民や排出事業者が自ら運搬するなどし、本市の処理施設に搬入するもの。

業者収集ごみ：　排出事業者等が日々排出するごみを、ごみ収集運搬業者（許可業者）が定期契約に基づき、本市の処理施設に搬入するもの。搬入量に応じた搬入手数料を、ごみ収集運搬業者（許可業者）を通じて間接的に徴収している。

［事業概要］

業者収集ごみに係る搬入手数料の改定については、個々の排出事業者の皆様に、改定の趣旨を御理解いただき、適切に負担いただくため、ごみ収集運搬業者との契約に係るガイドラインを作成したうえで、個別訪問等を通して、ごみ収集運搬業者と連携した必要十分な周知・啓発を行う。

持込ごみに係る搬入手数料改定については、市広報板等を通して、広く市民の皆様への周知・啓発を行うとともに、クリーンセンターに直接、ごみを持ち込まれた市民や排出事業者に周知するため、周知看板の設置やチラシの配布を行う。

令和５年度　京都市予算案　事業概要

環境政策局

事務事業名	大型ごみ収集におけるインターネット受付の導入		
予　算　額	17,000 千円 （※令和4年度2月補正予算に計上）	新規・充実・継続の別	新規
担　当　課	循環型社会推進部　まち美化推進課（222－3952）		

［事業実施に至る経過・背景など］

本市の大型ごみ収集は事前申込制としており、電話でのみ受け付けている。

この間のコロナ禍の影響も含めた大型ごみの受付件数の増加に加え、長寿社会の進展により、家庭に退蔵されている使用済みの大型家具等の増加が想定され、それらの排出に伴い、今後も受付件数は高い水準で推移することが見込まれる。

そこで、大型ごみ収集における市民の利便性向上を図るため、「京都市ＤＸ推進のための基本方針」に基づき、２４時間３６５日の受付が可能となるインターネット受付を導入する。

［事業概要］

１　インターネット受付の概要

・　電話受付に加え、新たにインターネット受付を導入。
・　インターネット受付は、年末年始も含めて２４時間３６５日利用可能。
・　電話受付の運用（年末年始を除き、土日も含めて毎日８時３０分から１６時３０分まで受付）に変更はない。

２　インターネット受付による大型ごみ排出の流れ

⑴　住民情報（氏名、住所等）の入力
⑵　排出場所を自動表示※
⑶　排出する大型ごみの品目と数量を登録
⑷　収集日の選択
⑸　申込完了
⑹　手数料券の購入（区役所・支所やコンビニエンスストア等で購入可能）
⑺　収集日に手数料券を大型ごみに貼って排出

※　過去に申し込んだ際の排出場所を自動で表示。初めて申し込む場合は、インターネットでの申込後、別途、電話にて排出場所の確認が必要。

３　導入時期（予定）
令和５年１０月

［参　考（他都市の状況・事業効果など）］

令和５年度　京都市予算案　事業概要

環境政策局

事務事業名	持込ごみ搬入における事前予約システムの導入とキャッシュレス化		
予　算　額	140,000 千円 (※令和4年度2月補正予算に計上)	新規・充実・継続の別	新規
担　当　課	適正処理施設部　施設管理課（222－3964）		

［事業実施に至る経過・背景など］

本市では、市内の家庭から出たごみ又は事業者から出た産業廃棄物以外のごみについて、直接、クリーンセンターに持ち込まれたものを「持込ごみ」として、南部及び東北部クリーンセンターで受け入れている。

申請件数の多い持込ごみの搬入について、「京都市ＤＸ推進のための基本方針」に基づき、インターネット受付等を活用した事前申込制を導入し、手続の迅速性の向上など、市民・事業者の利便性の向上を図る。

また、現在、支払方法が現金のみとなっているごみ搬入手数料について、キャッシュレス決済を導入することで、市民・事業者の利便性向上を図る。

［事業概要］

１　持込ごみ搬入における事前予約システムの導入

・　システムの構築及び運用保守管理を事業者に委託することにより、事前予約システムを導入するとともに、既存の大型ごみ受付センターを活用したコールセンターを設置する。

・　システムの導入により、現在、搬入者が手書きで記入している搬入申告書（マークシート）の内容を、事前に搬入者がインターネット上でシステムに入力し、又はオペレーターが電話で搬入者から聞き取ることによりシステムに入力する。

２　ごみ搬入手数料収受のキャッシュレス化

・　現行の料金精算機を改修することにより、現金決済に加え、キャッシュレス決済（クレジットカード決済、電子マネー決済、二次元コード決済）を導入する。

３　導入時期（予定）

令和５年１０月

［参　考（他都市の状況・事業効果など）］

・　他の政令市では、６都市（さいたま市、横浜市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市）が事前申込制を導入しており、相模原市でクリーンセンターでのキャッシュレス決済を導入している。

・　インターネット受付の活用により、搬入申告書の入手及び記入時間が必要なくなり、より迅速な手続が可能となるほか、事前予約により、受付の混雑が解消され、待ち時間が短縮される。また、周辺道路の渋滞解消にもつながる。

・　クリーンセンターの受付では、入力内容を事前に出力し、搬入物チェックの時間を十分に確保することにより、不適正排出を抑制できる。